

平成29年 8 月30日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
9 番	牛 島	孝 之	21番	森	茂 生
10番	萩 尾	洋	22番	栗 山	徹 雄
11番	角 田	恵 一	23番	井 上	賢 治
12番	服 部	良 一	24番	松 崎	辰 義
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

8 番	伊 井	渡	25番	樋 口	安癸次
-----	-----	---	-----	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
書 記	坂 本 裕美子
書 記	信 國 美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
秘書広報課長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	馬 場 解
防災安全課長	石 川 幸 一
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
福 祉 課 長	野 田 勝 広
商工観光課長	井 上 啓 時
人権・同和政策課長	城 後 徳 博
建 設 課 長	山 口 英 二
林業振興課長	若 杉 信 嘉
人権・同和教育課長	橋 本 秀 樹
監査事務局長	坂 本 英 明
黒木支所長	井 上 秀 樹
立花支所長	井 上 武 明
上陽支所長	井 上 明
矢部支所長	江 田 秀 博
星野支所長	江 頭 弘 之
監 査 委 員	倉 員 恒 雄

議事日程第1号

平成29年8月30日（水） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

午前10時 開会

○議長（川口誠二君）

おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

去る7月5日に発生をいたしました九州北部豪雨災害では、福岡県内、朝倉市、そして東峰村、さらには大分県日田市で甚大な被害が発生をいたしました。お亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災を受けられました方々にお見舞いを申し上げます。

一刻も早い復旧・復興を八女市議会としても願っているところでございます。

それでは、今会期中の議場内での撮影機器類の使用を許可いたしておりますので、御了承願います。

お知らせいたします。お手元に説明員名簿、提案理由書、一般質問表、決算審査特別委員会資料及び正誤表を配付いたしておりますので、御了承願います。

また、報告第13号、認定第1号及び認定第2号の審査結果報告のため、監査委員の出席を求めています。

中園市長職務代理者副市長より発言の申し入れがっておりますので、これを許します。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

おはようございます。大変貴重な時間を拝借いたしまして、おわびと議案資料の一部修正をお願いしたいと思います。まことに申しわけなく思っております。

さきに配付をいたしました平成28年度決算に係る主要施策の実績報告書において、一部誤りがございました。謹んでおわびを申し上げますとともに、お手元に配付いたしております正誤表のとおり平成28年度決算に係る主要施策の実績報告書を訂正させていただきますので、

どうぞよろしくお願いを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（川口誠二君）

樋口安癸次議員及び伊井渡議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第4回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（川口誠二君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの23日間に決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、先日、御連絡いたしました案のとおりでございますので、御了承願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（川口誠二君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において2番橋本正敏議員、24番松崎辰義議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長職務代理者より報告7件、議案3件、認定2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第7号から認定第2号まで、計12件を一括議題といたします。

市長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

本日は、平成29年第4回の八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

三田村市長は引き続き病氣療養中のため、今定例会につきましても、私、副市長の中園が市長職務代理者として対応をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

今定例会に提案いたします案件は、報告7件、議案3件及び認定2件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第7号 八女市立花町北山で発生した枯枝落下事故による損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、枯れ枝落下による車両物損事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、平成29年4月17日午後6時ごろ、県道湯辺田瀬高線を走行中の普通乗用車に千間土居公園の樹木の枯れ枝が落下し、車体後部を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、車両損傷の損害賠償金として301,040円を支払うことで示談が成立し、賠償金の支払いを行いました。

報告第8号 八女市宮野公園で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、平成29年5月28日午前7時37分ごろ、矢部川河川清掃のため宮野公園内駐車場において、公用車ダンプを縦列駐車しようとした際に、前車と車間距離をとるためバックしたところ、その間に後方に軽自動車駐車したことに気づかずに接触し、相手方車両の前部を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として143千円を支払うことで示談が成立し、賠償金の支払いを行いました。

報告第9号 株式会社クリエイトやべの平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告について、御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成28年度決算書をお願いいたします。

1ページには、平成28年度に実施しました業務の概要及び庶務事項を記載しております。

2ページの貸借対照表は、平成29年5月31日現在における資産、負債及び純資産の現在高を記載しており、資産の部合計と負債及び純資産合計は、それぞれ54,011,625円となっております。

ります。

3 ページの株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の変動状況をあらわしたものでございます。

4 ページには損益計算書を、5 ページには販売費及び一般管理費内訳書を記載しております。

次に、別冊2の平成29年度事業計画及び予算書を願ひいたします。

1 ページには、各業務における方針を記載しております。

2 ページには、収支予算書を記載しており、当期収入・支出予算総額として、それぞれ45,020千円を計上しております。

続きまして、報告第10号 一般財団法人星のふるさとの平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告について、御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成28年度決算書を願ひいたします。

2 ページ前段には、法人の概況を説明するため、役員職員数に関する事項及び指定管理業務の概要について記載しております。

次に、2 ページ後段から3 ページには、事業の状況として、星の文化館、茶の文化館の事業や星のふるさと公園の管理事業などについて記載しております。

続いて、平成28年度の決算について御説明申し上げます。

まず、4 ページに貸借対照表を記載しております。

資産合計は基本財産引当資産395,000千円を含む424,611,803円、負債合計は12,225,115円となっており、正味財産合計は412,386,688円で、2,242,503円増加しております。

5 ページから6 ページに正味財産増減計算書を、7 ページから8 ページには収支計算書を、9 ページには財産目録を記載しております。

次に、別冊2の平成29年度事業計画及び予算書を願ひいたします。

1 ページから2 ページには基本方針と主な業務内容について記載しております。

3 ページから4 ページには収支予算書を記載しており、当期の収入合計及び支出合計は、それぞれ192,638千円となっております。

次に、報告第11号 一般財団法人秘境柚の里の平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告について、御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成28年度決算書を願ひいたします。

1 ページ前段には、法人の概況を説明するため、役員及び従業員数に関する事項、基本財産並びに指定管理料の概要について記載しております。

1 ページ後段から2 ページには、平成28年度に実施しました事業の状況について記載しております。

3 ページの貸借対照表は、財政状況を明らかにするため、平成28年度末における資産、負債及び正味財産の現在高を記載しているものでございます。

資産から負債を差し引いた正味財産額は162,566,904円、負債及び正味財産の合計は196,907,769円となっております。

4 ページから5 ページには、正味財産の変動状況を表示した正味財産増減計算書を、6 ページには、補足資料として基本財産の増減額及びその残高、当財団に出捐している企業・団体及び金額について記載しております。

次に、別冊2の平成29年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページから2 ページは、秘境柚の里の管理運営や都市との交流促進を初めとする主な事業内容を記載しております。

3 ページから4 ページには、収支予算書を記載しております。当期収入合計及び支出合計は、114,500千円となっております。

報告第12号 一般財団法人FM八女の平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告について、御説明申し上げます。

まず、別冊1の平成28年度決算書をお願いいたします。

1 ページから2 ページには、平成28年度にFM八女が実施した事業について記載しています。

4 ページから5 ページの貸借対照表は、平成29年3月31日現在における資産、負債及び正味財産の現在高を表示しているものでございます。資産の合計と負債及び正味財産の合計は、それぞれ77,055,943円となっております。

6 ページから7 ページには、正味財産の変動状況を表示した正味財産増減計算書を記載しております。平成28年度の正味財産期末残高は、73,338,549円となっております。

次に、別冊2の平成29年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページから2 ページは、平成29年度の事業計画で、放送事業及び観光事業についての主な事業内容を記載しております。

3 ページから5 ページには、平成29年度の予算を記載しております。当期収入及び支出は、放送事業39,060千円、観光事業28,133千円、合計67,193千円となっております。

次に、報告第13号 平成28年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

別紙1をごらんください。

表の下段の括弧書きは、国が示す早期健全化基準値でございまして、この基準値と比較し

て八女市のそれぞれの比率をごらんください。

一般会計、住宅新築資金等貸付事業費特別会計及び矢部診療所特別会計を合わせた普通会計に対する実質赤字比率並びに普通会計に特別会計や公営企業会計を合わせた連結決算に対する連結実質赤字比率については黒字でございますので、ハイフンと表示しております。

次に、実質公債費比率は、平成26年度決算から平成28年度決算までの平均数値でございます。

普通会計と公営企業会計等を合わせた起債の償還元利金等が、標準財政規模等に対してどの程度占めるかによって判断されるもので、早期健全化基準の25%を下回っております。借入金については、今後ともできる限り慎重に対処してまいりたいと考えております。

将来負担比率は、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額等が基礎となり、標準財政規模等に占める割合によって判断されるもので、早期健全化基準が350%となっております。平成28年度は地方債残高等が減少し、将来負担額が充当可能財源等を下回ったため、将来負担比率はマイナスとなり、ハイフンと表示しております。将来の八女市を担う子どもたちに負の遺産を残さないためにも、今後とも健全な財政運営を心がけていかなければならないと考えております。

別紙2をごらんください。

この表に示しておりますのは、地方公営企業法などに属する会計の資金不足の状況でございます。

平成28年度の決算においては、いずれの会計においても資金不足は生じておりませんので、ハイフンと表示しております。

次に、議案第82号 八女市矢部地区山村滞在施設条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、矢部地域の自然、文化等の資源を生かした都市との交流を通して、地域への滞在を促し、もって市の活性化に資することを目的とする八女市矢部地区山村滞在施設を設置するに当たり提案するものでございます。

八女市矢部地区山村滞在施設は、本年度予算で建設を進めており、平成30年夏ごろにオープンを予定しております。

第1条は施設の設置目的、第2条は施設の位置、第3条は事業内容について定めております。第4条から第13条までは、指定管理者に代行させる業務や指定の手續等について定めております。

第14条から第20条までは、利用時間、休業日、利用料金等について定めております。

第21条及び第22条は、利用者による原状回復及び損害賠償について定めております。

第23条は秘密保持義務について、第24条は規則への委任について定めております。

次に、議案第83号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。（22ページで訂正）

第1条は歳入歳出予算の補正で、586,223千円を追加し、総額は37,170,142千円となります。

第2条は債務負担行為の補正で、5ページで説明しておりますとおり、議会タブレット端末及びWi-Fi通信費の追加及び小中学校給食調理等業務委託料の限度額変更でございます。

第3条は地方債の補正で、6ページで説明しておりますとおり、緊急防災・減災事業の限度額の変更でございます。

では、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

地域密着型施設等整備補助金や荒廃森林整備工事費、道路・河川維持、改良工事費、消防団詰所建設工事費等でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

事業の採択決定に伴う地域密着型施設等整備補助金、荒廃森林再生事業交付金の増額、緊急防災・減災事業債、前年度繰越金の増額等でございます。

次に、議案第84号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正で8,253千円を追加し、総額は7,644,010千円となります。

歳出は平成28年度の介護保険給付費等の精算に伴う国庫支出金等返還金で、歳入は前年度繰越金でございます。

続きまして、認定第1号 平成28年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

平成28年度八女市一般会計の当初予算は、35,655,000千円でありましたが、その後の補正等により、最終予算現額は37,125,208千円となっております。

これに対し、決算額は、歳入総額が36,585,997千円、歳出総額が35,337,258千円で、歳入歳出差引額は、1,248,739千円の黒字決算となっております。

なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から平成29年度へ繰り越すべき財源を差し引いて、1,188,695千円となっております。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、2億円を財政調整基金に積み立てをいたしております。

黒字決算となった主な理由は、歳入面では市税等が見込みを上回ったこと、歳出面では工事費の執行残や経常経費等の節減によるものであります。

特別会計につきましては、住宅新築資金等貸付事業費特別会計で98,954千円の赤字決算となりましたので、平成29年度より繰り上げ充用を行っております。他の会計につきましては、

それぞれ実質収支額が黒字となっております。

以上が歳入歳出決算の概要でございますが、決算の状況を決算に係る主要施策の実績報告書に掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、認定第2号 平成28年度八女市水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。

1ページをお願いします。事業の概要でございます。

平成28年度も水道水の安定供給に努めるとともに、中長期的な経営の基本計画として経営戦略を策定いたしました。

工事の概況としましては、新たな配水管布設工事のほか、道路工事や下水道工事に伴う配水管の移設工事等を行っております。

業務の概況としましては、給水戸数が1万2,193戸、総有収水量が247万3,873立方メートル、給水収益が608,109,538円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は164,330,692円となりました。

次に、決算の状況でございます。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。水道事業の営業活動に伴う水道料金等の収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入は、水道事業収益として789,044,541円の決算額となっております。

11ページの支出では、水道事業費用として620,106,139円の決算額となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は、資本的収入として113,618,207円の決算額となっております。

13ページの支出では、資本的支出として436,196,460円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填いたしました。

14ページ以降には、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので御参照ください。

以上で全議案の説明を終わります。

議員におかれましては、十分審議いただきまして、原案どおりに承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

失礼しました。議案第83号の中で、私が冒頭に「29年度八女市一般会計補正予算」と申し上げるところを「28年度」と説明したそうでございますので、これにつきましては「29年度」ということで訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。（21ページを訂正）

○議長（川口誠二君）

市長職務代理者の説明は終わりました。

次に、報告第13号、認定第1号及び認定第2号の審査結果について、監査委員の報告を求めます。

○監査委員（倉員恒雄君）

決算の審査について、御報告いたします。

報告第13号並びに認定第1号及び第2号の決算に係る審査につきましては、井上監査委員とともに関係職員から詳細な説明を受け、内容について慎重に審査をいたしました。その結果につきまして、御報告いたします。

まず、報告第13号 平成28年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査の対象であります4つの指標、すなわち1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査をいたしました。

審査の結果、八女市健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、かつ計数は正確であると認めました。

審査意見につきましては、平成28年度八女市財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書の中で述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

次に、認定第1号 平成28年度八女市各会計歳入歳出決算でございます。

本件につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、一般会計及び11件の特別会計の決算について審査をいたしました。決算におきます歳入の総額は57,546,231,612円でございます。一方、歳出の総額は56,101,189,711円でございます。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書その他政令で定められた書類様式の合規性、計数の正確性及び歳入歳出予算執行の適法性並びに財務の執行状況等に主眼を置き、定期監査、例月現金出納検査の結果も参考にいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、地方自治法施行規則で定められた様式により作成され、かつ計数は正確で、関係書類、帳簿、証書などとも符合し、平成28年度における決算は適正に表示されていると認めました。

また、同時に審査に付されました八女市国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、その運用状況について審査をいたしました。

審査の結果、基金の計数は正確で、かつ設置目的に沿って適正に運用されていると認めました。

次に、認定第2号 平成28年度八女市水道事業会計決算でございます。

本件は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、水道事業会計の決算書及び附属書類について審査をいたしました。

審査の結果、水道事業会計につきましては、決算報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書のほか、附属書類はいずれも関係法令に従って作成され、かつ計数は正確で、経営成績及び財務状況は適正に表示されていると認めたとところでございます。

以上、認定第1号及び第2号にかかわる決算審査の詳細につきましても、各決算審査意見書に述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（川口誠二君）

監査委員の報告は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は4日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時35分 散会